

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
1-1-38	<p>不可抗力による損害</p> <p>2 契約書第29条第1項に規定する「設計図書で<u>定めた基準</u>」とは、<u>次</u>の各号に掲げるものをいう。</p> <p>（3）河川沿いの施設にあたっては、河川の<u>警戒</u>水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合</p>	1-1-38	<p>不可抗力による損害</p> <p>2 <u>設計図書で定めた基準</u> 契約書第29条第1項に規定する「設計図書で<u>基準を定めたもの</u>」とは、<u>以下</u>の各号に掲げるものをいう。</p> <p>（3）河川沿いの施設にあたっては、河川の<u>はん濫注意</u>水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合</p>	<p>項目見出しの追記 文章表現の修正</p> <p>洪水等に関する防災情報体系の見直しによる</p>
1-1-40	<p>保険加入の義務</p> <p>3 <u>請負者</u>は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び<u>中小企業退職金共済法</u>の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p>	1-1-40	<p>保険加入の義務</p> <p>3 <u>保険加入の義務</u> <u>受注者</u>は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び<u>厚生年金保険法</u>の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p>	<p>項目見出しの追記 適用法令の修正</p>
		1-1-42	<p><u>交通誘導員の配置</u> <u>（公安委員会が必要と認めた路線（区間）の場合）</u></p> <p>1 <u>交通誘導員は、「警備業法（昭和47年7月5日法律第117号）一部改正：平成17年7月26日法律第87号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置すること。</u></p> <p>2 <u>本工事に配置する交通誘導員は、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年十一月十八日国家公安委員会規則第二十号）に基づき交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）を規制箇所毎に1名以上配置することとする。但し、発注者と所轄警察署との協議の結果、交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）以外の配置を認められた場合は、この限りではない。</u></p> <p>3 <u>受注者は、交通誘導警備業務検定合格証明証（写し）を監督職員に提出するものとする。</u></p> <p>4 <u>交通誘導員については、別表のとおりとする。工事の実工程等による交通誘導員の増減は設計変更の対象とはしないものとする。ただし、発注者と所轄警察署との協議結果により、交通誘導員編成が変わる場合は、設計変更の対象とする。</u></p> <p>5 <u>工事内容に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。</u> <u>（公安委員会が必要と認めた路線（区間）以外の場合）</u></p> <p>1 <u>交通誘導員は「警備業法（昭和47年7月5日法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置すること。</u></p>	<p>項目の追記 交通誘導員の配置の運用通知を反映</p>

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
		2	交通誘導員については、別表のとおりとする。工事の実工程等による交通誘導員の増減は設計変更の対象とはしないものとする。ただし、発注者と所轄警察署との協議結果により、交通誘導員編成が変わる場合は、設計変更の対象とする。	
		3	工事内容に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。	
		1-1-4 3	適正なコンクリート工事の施工	項目の追記 適正なコンクリート工事の施工の運用通知を反映
		1	監督員の承諾を得ずに設計図書と異なるコンクリートを打設しない。	
		2	コンクリート工の施工にあたっては、土木請負工事必携「適正なコンクリート工事実施に関わる受注者の遵守事項」について遵守する。	
		3	受注者は、コンクリート圧送作業をする際には、施工状況写真（ポンプ車全景、資格証を所持した圧送施工技能士等、落下防止装置）を撮影し、監督職員に提出する。	
		1-1-4 4	ダンプトラック等による過積載等の防止	項目の追記 ダンプトラック等による過積載等の防止の運用通知を反映
			受注者は、当該工事を実施するに当たり、過積載等の防止のため、本共通仕様書記載事項及び次の事項を遵守しなければならない。	
		1	積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。	
		2	さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。	
		3	過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。	
		4	取引関係のある事業者がダンプトラック等の過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する処置を講ずること。	
		5	建設発生土の処理及び骨材等の購入に当たって、下請業者及び骨材業者の利益を不当に害することのないようにすること。	
		6	「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和42年8月2日法律第131号）の目的にかんがみ、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。	
		7	車両総重量8t以上または最大積載量5t以上のダンプトラック等（以下「大型ダンプトラック」という。）を使用して土砂等を現場外へ搬出する場合、受注者は適正に点検整備さ	

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
			<p>れた「土砂等運搬大型自動車に取り付ける自重計の技術上の基準を定める省令」に基づく技術基準に適合する自重計を有する車両の使用を徹底すること。</p> <p>8 受注者は、大型ダンプトラックに備え付けの自動車検査証及び自重計技術基準適合証の有効期限等を確認し、その複写を整理保管し、監督職員からの請求があった場合には、直ちに提示すること。</p> <p>9 1～8について、元請建設業者は下請建設業者を十分指導すること。</p> <p>10 土砂等の運搬計画、積載量の管理・点検方法、積載量監視責任者の職氏名、工事関係者への過積載防止の周知・啓発活動、その他過積載の防止対策に関する事項について施工計画書に記載すること。</p>	
		1-1-4	<p>5 建設副産物の処分</p> <p>1 本工事の施工により発生する建設副産物の搬出については、(1)～(4)により取り扱うこととする。</p> <p>（1）建設発生土</p> <p>①工事間流用等で受入地に搬出する場合 本工事の建設発生土について、受入場所（施設）及び受入条件は別表のとおりとする。なお、これにより難しい場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。</p> <p>②民間受入施設等へ搬出する場合 本工事の建設発生土について、公的な受入施設又は県マネジメント部が建設発生土の受入施設として登録している民間受入施設に搬出するものとする。なお、積算上見込んでいる受入場所（施設）は別表のとおりであるが、あくまでも積算上の条件明示であり、搬出先を指定するものではない。また、受入施設の変更にかかる設計変更の取扱いは、2.によるものとする。</p> <p>（2）伐木材、伐根材、倒木 本工事における立木の伐開等に伴い発生する木材については、再資源化等施設に搬出するものとする。なお、積算上見込んでいる受入場所（施設）は別表のとおりであるが、あくまでも積算上の条件明示であり、搬出先を指定するものではない。また、受入施設の変更にかかる設計変更の取扱いは、2.によるものとする。</p>	

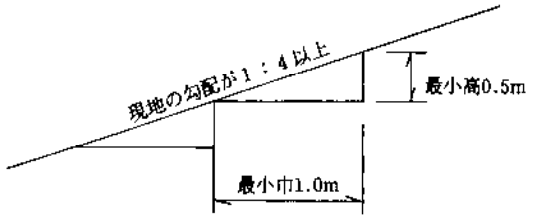
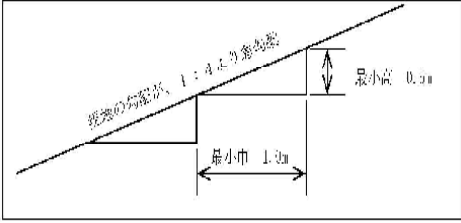
土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
			<p>（3）<u>特定建設資材廃棄物</u> <u>本工事における特定建設資材廃棄物については、再資源化等施設に搬出するものとする。なお、積算上見込んでいる受入場所（施設）は別表のとおりであるが、あくまでも積算上の条件明示であり、搬出先を指定するものではない。また、受入施設の変更にかかる設計変更の取扱いは、2.によるものとする。但し、建設工事請負契約書における「7.解体工事に要する費用等（3）再資源化等をする施設の名称及び所在地」に定める事項については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。</u></p> <p>（4）<u>建設廃棄物（特定建設資材廃棄物以外）</u> <u>本工事で発生する建設廃棄物（特定建設資材廃棄物以外）については、再資源化施設等に搬出するものとする。なお、積算上見込んでいる受入場所（施設）は別表のとおりであるが、あくまでも積算上の条件明示であり、搬出先を指定するものではない。また、受入施設の変更にかかる設計変更については、2.によるものとする。</u></p> <p>2 <u>本工事の施工により発生する建設副産物の搬出（1.（1）①の場合を除く）について、受入施設の変更にかかる設計変更の取扱いは以下のとおりとする。受注者の責によるものでないやむを得ない理由により、受入施設の変更を行う場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。受注者の責によるものでないやむを得ない理由とは、以下の（1）～（5）である。</u></p> <p>（1）<u>受入施設の受入可能量の超過、施設の故障等、受入側の事情により受入が不可能となった場合</u></p> <p>（2）<u>受入場所（施設）までの運搬経路に支障が生じ運搬が不可能となった場合、もしくは迂回経路の運搬距離が著しく延びる場合</u></p> <p>（3）<u>発生した建設副産物の形状等が、受入条件と一致することが困難になった場合</u></p> <p>（4）<u>受入施設の不適正な行為を行政機関等が確認した場合</u></p> <p>（5）<u>受入施設が廃棄物処理法に基づく許可の失効、もしくは行政処分を受けた場合</u></p> <p><u>なお、受注者の都合による受入施設の変更は、監督職員と協議の上、建設発生土については公的な受入施設又は奈良県土木部に建設発生土受入業者として登録している県内の民間受</u></p>	

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由	
編章節条		編章節条			
第2章 第2節	<p>土工 適用すべき諸基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、<u>下記</u>の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路土工 施工指針 日本道路協会 道路土工要綱（平成2年8月） 日本道路協会 道路土工－<u>のり面工</u>・斜面安定工指針 （平成11年3月）</p> <p>土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル （平成16年9月）</p> <p>国土開発技術研究センター 河川土工マニュアル （平成5年6月）</p>	第2章 第2節	<p>土工 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、<u>以下</u>の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月） 日本道路協会 道路土工－<u>軟弱地盤対策工指針</u>（平成24年8月） 日本道路協会 道路土工－<u>盛土工指針</u>（平成22年4月） 日本道路協会 道路土工－<u>切土工</u>・斜面安定工指針 （平成21年6月）</p> <p>土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル （平成25年12月）</p> <p>土木研究センター <u>多数アンカー式補強土壁工法 設計・施工マニュアル</u> （平成14年10月） 土木研究センター <u>補強土（テールアルメ）壁工法 設計・施工マニュアル</u> （平成11年12月） 国土技術研究センター 河川土工マニュアル （平成21年4月）</p>	<p>入施設に限って、また、建設廃棄物については、「<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</u>」や「<u>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）</u>」等関係法令や「<u>建設副産物適正処理推進要綱</u>」などに基づき適切に処理する場合に限って認めるものとし、<u>設計金額の変更は減額となる場合のみを対象とする。</u></p> <p>3 <u>産業廃棄物の搬出にあたっては、産業廃棄物管理票（ manifests）等により、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員にその写しを提出すること。あわせて、産業廃棄物受入施設が発行する受入時の計量伝票の写しを監督職員に提出するとともに、検査時及び監督職員等より請求があった場合には直ちに原本を提示すること。</u></p> <p>4 <u>本工事の施工により発生する産業廃棄物税対象廃棄物については、産業廃棄物税の対象であるため、搬出時に産業廃棄物税相当額を最終処分業者に支払うこと。</u></p>	<p>語句の修正</p> <p>適用諸基準の改正及び追加</p>

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第3節 2-3-1	河川土工・砂防土工 一般事項 2 地山の土及び岩の分類は、表2-1によるものとする。 <u>請負者</u> は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を定められた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。また、 <u>請負者</u> は、設計図書に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書第18条第1項の規定により監督職員の指示を受けなければならない。 なお、確認のための資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。	第3節 2-3-1	河川土工・砂防土工 一般事項 2 <u>地山の土及び岩の分類</u> 地山の土及び岩の分類は、表2-1によるものとする。 <u>受注者</u> は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を定められた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。また、 <u>受注者</u> は、設計図書に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書第18条第1項の規定により監督職員の指示を受けなければならない。 なお、確認のための資料を整備 <u>及び</u> 保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。	項目見出しの追記
2-3-3 2	盛土工 <u>現地の勾配が1:4以上</u>	2-3-3 2	盛土工 <u>盛土の滑動防止</u> <u>現地の勾配が1:4より急勾配</u>	表記の統一 項目見出しの追記 表現の修正
				
6	<u>請負者</u> は、盛土工の作業終了時または作業を中断する場合は、表面に <u>3~5%</u> 程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。	6	<u>作業終了時等の排水処理</u> <u>受注者</u> は、盛土工の作業終了時または作業を中断する場合は、表面に <u>4%</u> 程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。	項目見出しの追記 3~5%程度の横断勾配から4%程度に変更（国に準拠）
2-3-4 10	盛土補強工 <u>請負者</u> は、設計図書に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに <u>基づき</u> 、振動コンパクターや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	2-3-4 10	盛土補強工 <u>壁面工付近等の締固め</u> <u>受注者</u> は、設計図書に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに <u>基づくとともに、壁面から1.0~1.5m程度の範囲では</u> 、振動コンパクターや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	項目見出しの追記 各補強土工法のマニュアルに基づき、壁面から1.0~1.5m程度の範囲を記載

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
2-3-5	法面整形工	2-3-5	法面整形工	項目見出しの追記 文章表現の修正
3	<u>請負者</u> は、平場仕上げの施工にあたり、平坦に締固め、排水が良好に <u>行うようにしなければならない。</u>	3	<u>平場仕上げの排水処理</u> <u>受注者</u> は、平場仕上げの施工にあたり、平坦に締固め、排水が良好に <u>行われるようにしなければならない。</u>	
第4節	道路土工	第4節	道路土工	項目見出しの追記 道路土工盛土工指針の改正に伴い、品質管理基準の規格値を路体工・路床工、構造物取付け部に区分したため、構造物取付け部について記載
2-4-1	一般事項	2-4-1	一般事項	
		3	<u>構造物取付け部</u> <u>受注者</u> は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 8、9橋台背面アプローチ部」（日本道路協会、平成24年3月）及び「道路土工 盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会、平成22年4月）を参考とする。	
4	地山の土及び岩の分類は、表2-1によるものとする。 <u>請負者</u> は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。 なお、確認のための資料を整備・保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。	4	<u>地山の土及び岩の分類</u> 地山の土及び岩の分類は、表2-1によるものとする。 <u>受注者</u> は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。 なお、確認のための資料を整備 <u>及び</u> 保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。	項目見出しの追記 表記の統一
2-4-3	路体盛土工	1 2	<u>建設発生土の土質区分</u> <u>建設発生土の土質区分については、「発生土利用基準について」（平成18年8月10日付国官技第112号、国官総第309号、国官計第59号）による。</u>	建設発生土の土質区分を追記
2	<u>請負者</u> は、水中で路体盛土工を行う場合の材料については、設計図書に <u>よるものとする。</u>	2-4-3	路体盛土工	項目見出しの追記 文章表現の修正
		2	<u>水中路体盛土の材料</u> <u>受注者</u> は、水中で路体盛土工を行う場合の材料については、設計図書に <u>よらなければならない。</u>	

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
4	請負者は、路体盛土工の作業終了時または作業を中断する場合には、表面に <u>3～5%</u> 程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。	4	<u>作業終了時等の排水処理</u> 受注者は、路体盛土工の作業終了時または作業を中断する場合には、表面に <u>4%</u> 程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。	項目見出しの追記 3～5%程度の横断勾配から4%程度に変更（国に準拠）
7	請負者は、路体盛土工の主材料が岩塊、玉石である場合は、空隙を細かい材料で <u>充填</u> しなければならない。止むを得ず30cm程度のものを使用する場合は、路体の最下層に使用しなければならない。	7	<u>岩塊、玉石の路体盛土</u> 受注者は、路体盛土工の主材料が岩塊、玉石である場合は、空隙を細かい材料で <u>充填</u> しなければならない。止むを得ず30cm程度のものを使用する場合は、路体の最下層に使用しなければならない。	項目見出しの追記 語句の統一
2-4-4	路床盛土工	2-4-4	路床盛土工	
1 1	請負者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には1：4程度の勾配をもって緩和区間を設ける <u>ものとする</u> 。また、掘削（切土）部、盛土部の縦断方向の接続部には岩の場合1：5以上、土砂の場合1：10程度のすり付け区間を設けて路床支持力の不連続をさげなければならない。	1 1	<u>接続部の緩和区間</u> 受注者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には1：4程度の勾配をもって緩和区間を設け <u>なければならない</u> 。また、掘削（切土）部、盛土部の縦断方向の接続部には岩の場合1：5以上、土砂の場合1：10程度のすり付け区間を設けて路床支持力の不連続をさげなければならない。	項目見出しの追記 文章表現の修正
第3章 第1節	無筋・鉄筋コンクリート 適用	第3章 第1節	無筋・鉄筋コンクリート 適用	
3	請負者は、コンクリートの施工にあたり、 <u>土木学会「コンクリート標準示方書（施工編）」</u> のコンクリートの品質の規定によらなければならない。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	3	<u>適用規定（2）</u> 受注者は、コンクリートの施工にあたり、 <u>設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」（土木学会、平成20年3月）</u> のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	項目見出しの追記 コンクリート標準示方書の改正

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	項目見出しの追記 適用基準の改正及び追記
1	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） （平成14年3月） 土木学会 コンクリート標準示方書（構造性能照査編） （平成14年3月） 土木学会 鉄筋継手指針（昭和57年2月） 土木学会 鉄筋継手指針（その2）－鉄筋のエンクローズ溶接継手（昭和59年9月）	1	<u>適用規定</u> 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成25年3月） 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成25年3月） 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成24年6月） 土木学会 鉄筋定着・継手指針 公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事（平成21年9月）	
2	（2）プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材、 <u>シース内のグラウト</u> およびオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量（Cl ⁻ ）は0.30kg/m ³ 以下とする。	2	<u>許容塩化物量</u> （2）プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材およびオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量（Cl ⁻ ）は0.30kg/m ³ 以下とする。 <u>また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08%以下としなければならない。</u>	項目見出しの追記 グラウトに含まれる塩化物イオン総量の明記
第3節	レディーミクストコンクリート	第3節	レディーミクストコンクリート	項目見出しの追記 レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定の運用通知による
3-3-2	工場の選定	3-3-2	工場の選定	
1	<u>請負者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認定工場または、JISマーク表示認証工場（改正工業標準化法（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合、本条3.4項の規定によるものとする。</u>	1	<u>一般事項</u> 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 （1）JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布法律第95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場）から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。	
2	<u>請負者は、JISマーク表示認定工場または、JISマーク表示認証工場で製造されJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</u>		<u>（2）JISマーク表示認証製品を製造している工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめ、たうえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</u>	

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
3	<p>請負者は、JISマーク表示認定工場または、JISマーク表示認定工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確認の上、その資料により監督職員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p>	2	<p>JISのレディーミクストコンクリート 受注者は、第1編3-3-2第1項（1）により選定した工場が製造したJISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書を整備及び保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 なお、第1編3-3-2第1項（1）により選定した工場が製造するJISマーク表示のされないレディーミクストコンクリートを用いる場合は、受注者は配合試験に臨場し品質を確認するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料、レディーミクストコンクリート納入書またはパッチごとの計量記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p>	<p>レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定の運用通知による</p> <p>項目見出しの追記</p>

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
4	<p>請負者は、JISマーク表示認定工場または、JISマーク表示認定工場でない工場で製造されたレディーミクストコンクリート及びJISマーク表示認定工場であってもJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第1編3-5-4材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合に臨場し、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により監督職員の確認を得なければならない。</p>	3	<p>JIS以外のレディーミクストコンクリート 受注者は、第1編3-3-2第1項（2）に該当する工場が製造するレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第1編3-5-4材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を確認のうえ、使用するまでに監督職員へ提出しなければならない。また、バッチごとの計量記録やレディーミクストコンクリート納入書などの品質を確認、証明できる資料を整備および保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p>	項目見出しの追記
3-3-2 2	<p>配合 請負者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表3-1の示方配合表を作成し、その資料により監督職員の確認を得なければならない。ただし、すでに使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず、他工事（公共工事に限る）の配合表によることができるものとする。</p>	3-3-2 2	<p>配合 配合試験 受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表3-1の示方配合表を作成し監督職員の確認を得なければならない。ただし、すでに他工事（公共工事に限る）において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず他工事（公共工事に限る）の配合表に代えることができる。また、JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。</p>	項目見出しの追記 文章表現の修正
3-3-3 4	<p>配合 請負者は、示方配合を現場配合に直す場合には、骨材の含水状態、5mmふるいに留まる細骨材の量、5mmふるいを通る粗骨材の量、および混和剤の希釈水量等を考慮しなければならない。</p>	3-3-3 4	<p>配合 現場配合 受注者は、示方配合を現場配合に直す場合には、骨材の含水状態、5mmふるいに留まる細骨材の量、5mmふるいを通る粗骨材の量、及び混和剤の希釈水量等を考慮しなければならない。</p>	項目見出しの追記 表記の統一
第5節 3-5-4 1	<p>現場練りコンクリート 材料の計量及び練混ぜ 計量装置 （1）各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものとする。なお、請負者は、施工に先立ち各材料の計量方法及び計量装置について、監督職員に報告しなければならない。 （2）請負者は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。</p>	第5節 3-5-4 1	<p>現場練りコンクリート 材料の計量及び練混ぜ 計量装置 （1）各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できる。なお、受注者は、各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書へ記載しなければならない。 （2）受注者は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行わなければならない。なお、点検結果の資料を整備及び保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p>	施工計画書への記載を追記 文章表現の修正 なお書き以降追記

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
2	<p>材料の計量</p> <p>(1) 計量は、現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111（細骨材の表面水率試験方法）若しくはJIS A 1125（骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法）または監督職員の承諾を得た方法によらなければならない。なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。</p> <p>(2) 請負者は、第1編3-3-3配合で定めた示方配合を現場配合に修正した内容をその都度、監督職員に通知しなければならない。</p> <p>(5) 材料の計量値は、自動記録装置により記録しなければならない。</p>	2	<p>材料の計量</p> <p>(1) 受注者は、計量については現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111（細骨材の表面水率試験方法）若しくはJIS A 1125（骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法）または監督職員の承諾を得た方法によらなければならない。なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、第1編3-3-3配合で定めた示方配合を現場配合に修正した内容をその都度、監督職員に協議しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、材料の計量値を自動記録装置により記録しなければならない。</p>	文章表現の修正
3	<p>練混ぜ</p> <p>(1) 請負者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式又は強制練りバッチミキサ及び連続ミキサを使用するものとする。</p> <p>(3) 請負者は、JIS A 8603（コンクリートミキサ）に適合するか、又は同等以上の性能を有するミキサを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、請負者は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(5) 練混ぜは、あらかじめ定めた練混ぜ時間の3倍以内で行わなければならない。</p>	3	<p>練混ぜ</p> <p>(1) 受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りバッチミキサ又は連続ミキサを使用するものとする。</p> <p>(3) 受注者は、JIS A 8603（コンクリートミキサ-第1部：用語及び仕様項目）、JIS A 8603（コンクリートミキサ-第2部：練混ぜ性能試験方法）に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、あらかじめ定めた練混ぜ時間の3倍以内で、練混ぜを行わなければならない。</p>	<p>表記の統一</p> <p>文章表現の修正</p>
3-6-2	<p>準備</p> <p>3 請負者は、コンクリートの打込み前に型わく、鉄筋等が設計図書に従って配置されていることを確かめなければならない。</p>	3-6-2	<p>準備</p> <p>3 打設前の確認 受注者は、コンクリートの打込み前に型枠、鉄筋等が設計図書に従って配置されていることを確かめなければならない。</p>	<p>項目見出しの追記</p> <p>語句の修正</p>
第6節 3-6-4	<p>運搬・打設</p> <p>3-6-4</p> <p>1 請負者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとする。</p>	第6節 3-6-4	<p>運搬・打設</p> <p>3-6-4</p> <p>1 一般事項 受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとし、かつコンクリ</p>	<p>項目見出しの追記</p> <p>JIS A 5308 の追補</p>

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>これ以外で施工する可能性がある場合は、<u>設計図書に関して監督職員の承諾を得</u>なければならない。なお、コンクリートの練混ぜから打ち終わるまでの時間中、コンクリートを日光、風雨等から保護しなければならない。</p>		<p><u>ートの運搬時間（練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間）は1.5時間以内としなければならない。</u> これ以外で施工する可能性がある場合は、<u>監督職員と協議</u>しなければならない。なお、コンクリートの練混ぜから打ち終わるまでの時間中、コンクリートを日光、風雨等から保護しなければならない。</p>	改正による追記及び目的語の明確化
5	<p><u>請負者</u>はコンクリートポンプを用いる場合は、<u>土木学会コンクリートのポンプ施工指針（案）5章圧送</u>の規定によらなければならない。また、<u>請負者</u>はコンクリートプレーサ、ベルトコンベア、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。</p>	5	<p><u>コンクリートポンプ使用時の注意</u> <u>受注者</u>はコンクリートポンプを用いる場合は、「<u>コンクリートのポンプ施工指針（2012年版）5章圧送</u>」（土木学会、平成24年6月）の規定による。これにより難しい場合は、<u>監督職員の承諾を得なければならない</u>。また、<u>受注者</u>はコンクリートプレーサ、ベルトコンベア、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。</p>	項目見出しの追記 改訂版発行により修正
1 1	<p><u>請負者</u>は、コンクリートの打上り面が一区画内でほぼ水平となるように打設しなければならない。<u>なお</u>、締固め能力等を考慮して、コンクリート打設の1層の高さを定めなければならない。</p>	1 1	<p><u>水平打設</u> <u>受注者</u>は、コンクリートの打上り面が一区画内でほぼ水平となるように打設しなければならない。<u>また</u>、締固め能力等を考慮して、コンクリート打設の1層の高さを定めなければならない。</p>	項目見出しの追記 接続詞の修正
3-6-6 2	<p>沈下ひび<u>われ</u>に対する処置 <u>請負者</u>は、沈下ひび<u>われ</u>が発生した場合、タンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。</p>	3-6-6 2	<p>沈下ひび<u>割れ</u>に対する処置 <u>沈下、ひびわれの防止</u> <u>受注者</u>は、沈下ひび<u>われ</u>が発生した場合、タンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。<u>再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように注意して行わなければならない。</u></p>	語句の修正 項目見出しの追記 コンクリート標準示方書との整合
3-6-7 9	<p>打継目 <u>請負者</u>は、温度変化や乾燥収縮などにより生じるひび割れを集中させる目的で、必要に応じてひび割れ誘発目地を設ける場合は監督職員と協議の上、設置するものとする。ひび割れ誘発目地は、構造物の強度<u>および</u>機能を害さないように、その構造<u>および</u>位置を定めなければならない。</p>	3-6-7 9	<p>打継目 <u>ひび割れ誘発目地</u> <u>受注者</u>は、温度変化や乾燥収縮などにより生じるひび割れを集中させる目的で、必要に応じてひび割れ誘発目地を設け<u>よ</u>うとする場合は監督職員と協議の上、設置するものとする。ひび割れ誘発目地は、構造物の強度<u>及び</u>機能を害さないように、その構造<u>及び</u>位置について、<u>監督職員と協議しなければならない。</u></p>	項目見出しの追記 文章表現の修正

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第7節 3-7-3	鉄筋工 加工 2 <u>請負者</u> は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工する時には、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確かめた上で施工方法を定め、施工しなければならない。なお、調査・試験及び確認資料を整備・保管し、監督職員から請求があった場合は <u>遅滞なく</u> 提出しなければならない。	第7節 3-7-3	鉄筋工 加工 2 <u>鉄筋加工時の温度</u> <u>受注者</u> は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工する時には、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確かめた上で施工方法を定め、施工しなければならない。なお、調査・試験及び確認資料を整備 <u>及び</u> 保管し、監督職員から請求があった場合は <u>速やかに</u> 提出しなければならない。	項目見出しの追記 表記の統一
	5 <u>請負者</u> は、設計図書に示されていない鋼材（組立用鉄筋など）を配置する場合は、その鋼材についても所定のかぶりを確保し、かつその鋼材と他の鉄筋とのあきを粗骨材の最大寸法の4/3以上としなければならない。	5	<u>かぶり</u> <u>受注者</u> は、設計図書に示されていない鋼材 <u>等</u> （組立用鉄筋 <u>や</u> 金網、配管など）を配置する場合は、その鋼材 <u>等</u> についても所定のかぶりを確保し、かつその鋼材 <u>等</u> と他の鉄筋とのあきを粗骨材の最大寸法の4/3以上としなければならない。	項目見出しの追記 ひび割れ防止金網や配線等に関するトラブルが多いことから追記
3-7-4	組立て 3 <u>請負者</u> は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサーを設置するものとし、構造物の側面については1m ² あたり2個以上、構造物の底面については、1m ² あたり4個以上設置しなければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、 <u>請負者</u> は、型枠に接するスペーサーについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。なお、これ以外のスペーサーを使用する場合は監督職員 <u>の承諾を得</u> なければならない。	3-7-4	組立て 3 <u>鉄筋かぶりの確保</u> <u>受注者</u> は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサーを設置するものとし、構造物の側面については1m ² あたり2個以上、構造物の底面については、1m ² あたり4個以上設置し、 <u>個数について、鉄筋組立て完了時の段階確認時に確認を受け</u> なければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、 <u>受注者</u> は、型枠に接するスペーサーについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。なお、これ以外のスペーサーを使用する場合は監督職員 <u>と協議し</u> なければならない。	項目見出しの追記 段階確認次の個数確認について追記
3-7-5	継手 2 <u>請負者</u> は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上のなまし鉄線で数箇所緊結しなければならない	3-7-5	継手 2 <u>重ね継手</u> <u>受注者</u> は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上のなまし鉄線で数箇所緊結しなければならない。なお、 <u>エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】H15.11土木学会」により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。</u>	項目見出しの追記 エポキシ系樹脂塗装鉄筋を使用する際の注意点を追記

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
3	<p><u>請負者</u>は、設計図書に明示した場合を除き、継手を同一断面に集めてはならない。また、<u>請負者</u>は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍<u>か断面高さのどちらか大きい方</u>を加えた長さ以上としなければならない。</p>	3	<p><u>継手位置の相互ずらし</u> <u>受注者</u>は、設計図書に明示した場合を除き、継手を同一断面に集めてはならない。また、<u>受注者</u>は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。</p>	項目見出しの追記 コンクリート標準示方書の改正に伴う変更
4	<p><u>請負者</u>は、鉄筋の継手に<u>ねじふし鉄筋継手、ねじ加工継手、溶接金属充填継手、モルタル充填継手、自動ガス圧接継手、エンクローズ溶接継手など</u>を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を監督職員に提出しなければならない。</p>	4	<p><u>継手構造の選定</u> <u>受注者</u>は、鉄筋の継手に<u>圧接継手、溶接継手または機械式継手</u>を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を監督職員に提出しなければならない。</p>	項目見出しの追記 コンクリート標準示方書の改正に伴う変更
3-7-6	<p>ガス圧接</p>	3-7-6	<p>ガス圧接</p>	
1	<p>圧接工は、JIS Z 3881（鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。なお、<u>請負者</u>は、ガス圧接の施工方法は、<u>熱間押し抜き法とする場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。</u>また、圧接工の技量の確認に関して、監督職員または検査員から請求があった場合は、資格証明書の写しを監督職員に提出しなければならない。</p>	1	<p><u>圧接工の資格</u> 圧接工は、JIS Z 3881（鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。なお、<u>受注者</u>は、ガス圧接の施工方法を<u>熱間押し抜き法とする場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</u>また、圧接工の技量の確認に関して、監督職員または検査員から請求があった場合は、資格証明書の写しを監督職員に提出しなければならない。</p>	項目見出しの追記 表現の修正 語尾の修正
3	<p><u>請負者</u>は、規格または形状の著しく異なる場合及び径の差が7mmを超える場合は圧接してはならない。ただし、D41とD51の場合はこの限りではない。</p>	3	<p><u>圧接の禁止</u> <u>受注者</u>は、規格または形状の著しく異なる場合及び径の差が7mmを超える場合は<u>手動ガス</u>圧接してはならない。ただし、D41とD51の場合はこの限りではない。</p>	項目見出しの追記 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事の改正による
5	<p>突合させた圧接面は、なるべく平面とし周辺のすき間は<u>以下のとおりとする。</u> <u>(1) SD490以外の鉄筋を圧接する場合：すき間3mm以下</u> <u>(2) SD490の鉄筋を圧接する場合：すき間2mm以下</u> 但し、<u>SD490以外の鉄筋を自動ガス圧接する場合は、すき間は2mm以下とする。</u></p>	5	<p>ガス圧接のすき間 突合させた圧接面は、なるべく平面とし周辺のすき間は<u>2mm以下とする。</u></p>	

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
3-8-3	組立て 1 請負者は、型枠を締付けるにあたって、ボルトまたは棒鋼を用いなければならない。また、外周をバンド等で締め付ける場合、その構造、施工手順等を施工計画書に記載しなければならない。なお、 <u>請負者は、これらの締付け材を型枠取外し後、コンクリート表面に残しておいてはならない。</u>	3-8-3	組立て 1 <u>一般事項</u> <u>受注者は</u> 、型枠を締付けるにあたって、ボルトまたは棒鋼を用いなければならない。また、外周をバンド等で締め付ける場合、その構造、施工手順等を施工計画書に記載しなければならない。なお、 <u>型枠取り外し後はコンクリート表面にこれらの締付け材を残しておいてはならない。</u>	項目見出しの追記 文章表現の修正
第9節 3-9-2	暑中コンクリート 施工 1 請負者は、暑中コンクリートにおいて、減水剤、及びAE減水剤を使用する場合はJIS A 6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合する遅延形のものを使用 <u>しなければならない。また、遅延剤、流動化剤等を使用する場合は、土木学会JSCE-D101によるものとし、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確認し、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。</u> 5 請負者は、コンクリートの練混ぜてから打設終了までの時間は、1.5時間を超えてはならないものとする。	第9節 3-9-2	暑中コンクリート 施工 1 <u>施工計画書</u> <u>受注者は</u> 、暑中コンクリートにおいて、減水剤、AE減水剤、 <u>流動化剤等</u> を使用する場合はJIS A 6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合する遅延形のものを使用 <u>することが望ましい。なお、受注者は</u> 、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を <u>確かめ</u> 、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。 5 <u>所用時間</u> コンクリートの練混ぜてから打設終了までの時間は、1.5時間を超えてはならないものとする。	項目見出しの追記 コンクリート標準示方書と整合 項目見出しの追記 文章表現の修正
第10節 3-10-3	寒中コンクリート 養生 5 請負者は、養生中のコンクリートの温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、 <u>特に監督職員が指示した場合のほかは、表3-4の値以上とするものとする。</u> なお、表3-4の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表3-3に示す期間も満足する必要がある。	第10節 3-10-3	寒中コンクリート 養生 5 <u>養生中のコンクリート温度</u> <u>受注者は</u> 、養生中のコンクリートの温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、 <u>表3-4の値以上とするのを標準とする。</u> なお、表3-4の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表3-3に示す期間も満足する必要がある。	項目見出しの追記 文章表現の修正
第12節 3-12-2	水中コンクリート 施工 7 コンクリートは、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、トレミーまたはコンクリートポンプを使用して打設しなければならない。これにより難しい場合は、代替工法について監督職員と協議のうえ施工しなければならない。	第12節 3-12-2	水中コンクリート 施工 7 <u>水中コンクリートの打設方法</u> <u>受注者は</u> 、コンクリートは、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、トレミーまたはコンクリートポンプを使用して <u>コンクリートを</u> 打設しなければならない。これにより難しい場合は、代替工法について監督職員と協議のうえ施工しなければならない。	項目見出しの追記 文章表現の修正

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
9	<p>トレミー打設</p> <p>(1) <u>トレミーは</u>、水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打設中は常にコンクリートで満たさなければならない。また、打設中水平移動してはならない。</p>	9	<p>トレミー打設</p> <p>(1) <u>受注者は</u>、<u>トレミーを</u>水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打設中は常にコンクリートで満たさなければならない。また、打設中<u>にトレミーを</u>水平移動してはならない。</p>	文章表現の修正
第13節 3-13-3	<p>水中不分離性コンクリート コンクリートの製造</p>	第13節 3-13-3	<p>水中不分離性コンクリート コンクリートの製造</p>	
4	<p>練混ぜ</p> <p>(3) <u>請負者は</u>、コンクリート製造設備の整ったプラントで練り混ぜなければならない。なお、やむを得ず現場で水中不分離性混和剤及び高性能減水剤を添加する場合は、事前に<u>次</u>の項目を検討し監督職員と協議しなければならない。</p>	4	<p>練混ぜ</p> <p>(3) <u>受注者は</u>、コンクリート製造設備の整ったプラントで練り混ぜなければならない。なお、やむを得ず現場で水中不分離性混和剤及び高性能減水剤を添加する場合は、事前に<u>以</u><u>下</u>の項目を検討し監督職員と協議しなければならない。</p>	語句の修正
第14節 3-14-3	<p>プレイバックドコンクリート 施工</p>	第14節 3-14-3	<p>プレイバックドコンクリート 施工</p>	
6	<p>注入</p> <p>(2) <u>請負者は</u>、規定の高さまで継続して、モルタル注入を行わなければならない。なお、やむを得ず注入を中断し、打継目を設ける場合には、<u>事前に設計図書</u>に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p>	6	<p>注入</p> <p>(2) <u>受注者は</u>、規定の高さまで継続して、モルタル注入を行わなければならない。なお、やむを得ず注入を中断し、設計図書<u>又は施工計画書にないところに</u>打継目を設ける場合は、<u>事前に打継目処置方法</u>に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p>	「やむを得ず注入を中断（機械故障や天候の急変など不測の事態）して、（設計ないし、施工計画にないところに）打ち継ぎ目を設けることとなった場合」（コンクリート標準示方書解説）の処置であるため、表現を修正

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		